(2017-2018 年度)

第2回複合地区会則委員長連絡会議要録

◎日 時: 2017年11月8日(水) 13:30-16:10

◎場 所: 一般社団法人日本ライオンズ(東京・八重洲)

◎出席者:

330 複合地区会則委員長 濱野雅司

331 複合地区会則委員長 山口富雄(副世話人)

332 複合地区会則委員長 佐藤義則

333 複合地区会則委員長 松本元良

334 複合地区会則委員長 柴田 富志夫

335 複合地区会則委員長 三 宮 秀 介

336 複合地区会則委員長 岡村聖爾(世話人)

337 複合地区会則委員長 麻 生 好 彦

議長連絡会議世話人 山田正昭

一般社団法人日本ライオンズ

法律顧問(弁護士) 池田和司

13:30、岡村会則世話人より開会。本日の出席者の紹介あり。一般社団法人日本ライオンズの法律顧問である池田和司弁護士には、社団の定款に関して説明をしていただく。また10月より一般社団法人日本ライオンズの事務所長を務めている菅原雅雄元MD330協議会議長が紹介された。

岡村世話人より、会議進行にあたり、議事4.その他を取り上げて検討した後に、議事2.及び議事3.を審議したいとの提案があり、全員賛成した。

◎議 事:

1. 前回会議要録の確認

9月28日第1回会議要録P.3の議事4(1)末尾2017-2018ライオンズクラブ役員必携の頒布単価は450円であるため、金額表示を修正する。修正前:500円→修正後:450円。

2. 標準版会則及び付則の確認

国際協会ウェブサイトに最新の標準版会則及び付則の日本語版がアップされた。

URL: http://members.lionsclubs.org/JA/resources/publications-forms/legal.php

ダウンロードした3つの標準版会則及び付則及び国際理事会方針書抜粋配布(資料2)。

- 標準版複合地区会則及び付則(LA-5 JA 2017年7月4日改定)
- ・ 標準版地区会則及び付則(LA-4 JA 2017年7月4日改定)
- 標準版クラブ会則及び付則(LA-2 JA 2017年7月4日改定)
- ・ 国際理事会方針書第24章グローバル・アクション・チーム

なお、複合地区及び地区の組織図は英語原文がアップされている。参考資料配布。

URL: http://members.lionsclubs.org/EN/districts/multiple-districts.php

- Multiple District Council Structure (DA-MMDS 7.21.17) 複合地区協議会組織図
- District Cabinet Structure (DA-MDS 4.17.17) 地区キャビネット組織図

3. 一般社団法人日本ライオンズ定款と複合地区会則について

- (1)一般社団法人日本ライオンズ原始定款コピー、事前に提出されたMD332、MD335、MD336、MD337各委員長書面、国際理事会方針書第16章ライオン誌配布(資料3)。
- (2)各委員長から一人ずつ質問や意見を出してもらった後、社団の法律顧問である池田弁護士から回答していただいた。
- 一般社団法人日本ライオンズは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(「一般法」と略する)に基づいて設立されたものである。公証人と何回も面談を重ねて、定款を作成し、社員総会を経て設立登記された。定款は、最高議決機関である社員総会で変更することができる。但し、一般法が優先されるため、ライオンズ用語が使えない場合もある。
- (3)ライオンズクラブは代理投票を禁止しているが、一般法では委任状が認められているため、採決に反対意見が反映されにくいことや、会費を納めている一般会員のことが考えられていない現状を認識すべきとの意見が出た。
- (4) 岡村世話人から、本議案についてはさらに審議が必要であると思われるので、12月末日までに各委員長から書面を出してもらって、1月に第3回会議を開き、集約した意見を議長連絡会議に提出することが提案された。全員一致で賛成。

4. その他

(1) 佐藤委員長から、332複合地区が設けているアラート委員会規約をライオンズクラブ 役員必携に掲載してほしいとの提案あり。「ライオンズクラブ国際協会33X 複合地区アラート委員会活動規定」配布(資料4)。アラート・プログラムの認知度やアラート委員会の設置については各地区により温度差はあるが、大規模災害への早急な支援体制を整えておくべきであるとの意見が多数を占めた。

【審議結果】

複合地区会則の付則としてアラート委員会規約を取り上げる形で検討を行う。そのための原案作成を佐藤委員長に一任する。

(2)ライオンズ必携第57版用語解説の文言について

佐藤委員長から、P.236の「家族会員プログラム」(注1)の解説文で使われている「世帯主」「子会員」の文言について、P.81-82 国際付則第12条第2項(b)の条文(注2)との整合性を持たせた方がよいとの指摘あり。次回改訂の際に、用語解説を見直すことにする。

注1:「家族会員プログラム」Family Membership Program

2007年1月1日より適用されている国際会費割引制度。国際付則第12条に規定されているとおり、1人目の家族会員(世帯主)は半期分国際会費を支払い、2人目から5人目までの子会員は半期分国際会費を支払う。家族会員登録は eMMR ServannA または新クラブの場合はチャーターメンバー報告書を用いて行う。家族会員は各自が国際協会入会金またはチャーターメンバー費を支払う。

注2:第12条入会金及び会費 第2項 会費。

- (b)国際理事会が承認した家族会員プログラムに対しては、下記の会費が適用される。
 - (1)家族員1人目の会員は、上記の(a)で規定される金額を半期分国際会費として支払う。
 - (2)有資格の家族員2人目以降の会員(1世帯につき、有資格者を4人まで追加可能)は、上記(b)(1)で規定される家族員1人目の会員が支払う合計額の2分の1に相当する金額を半期分国際会費として支払う。

(3)ライオンズ必携改訂に関し、地区が新入会員向けに発行しているハンドブックが有用である点や、必携に標準版地区会則及び付則(国際協会翻訳の日本語版)全文を掲載できないかなど、各委員長から忌憚のない意見交換あり。

5. 次回会議(仮)

第3回会議 2018年1月22日(月) 13:30-16:00 場所:一般社団法人日本ライオンズ 前掲議事3(4)で申し合わせたとおり、2017年12月31日までに、各委員長は社団定款と 複合地区会則についての意見を書面にまとめ、岡村世話人宛てに提出する。

16:10岡村会則世話人により閉会。

以上